

【クレジットカードによる公売保証金の納付について】

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に、KSI 官公庁オークションガイドライン、志賀町インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) KSI 官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」）を取得して、インターネット公売の志賀町公売物件一覧画面で公売物件をクリックして表示される公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログインID で同様に公売参加仮申し込みを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず、入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面から公売保証金の金額を確認した上で、次の手続きを行ってください。
- (5) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインID で志賀町インターネット公売の公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (6) 公売物件が農地を含む場合
 - ア.公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
 - イ.公売物件のうち農地について買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。

(注) 志賀町では、公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を確認後に、公売参加登録（公売参加申込み完了）の手続きを行います。「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

2 公売保証金の納付

- (1) 公売システム画面の案内にしたがって、参加者情報およびクレジットカード情報を入力します。法人で公売に参加される場合、クレジットカードは当該法人の代表者名義のものをご使用ください。
- (2) 使用できるクレジットカードは以下のものとなります。

VISAカード マスターカード JCBカード ダイナースカード
アメリカンエクスプレスカード

※上記のクレジットカードでもごく一部ご利用いただけないカードがあります。
※利用可能なクレジットカードは、国内発行のものに限ります。
- (3) クレジットカードによる公売保証金の納付は、手続きの完了と同時に入札可能な状態となります（不動産公売の場合は、公売保証金の納付手続き完了及び陳述書等の提出が必要です。）。

3 「陳述書」等の送付（公売財産が不動産の場合のみ）

公売財産が不動産の場合、暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を入札前に執行機関へ提出しなければ入札することができません。

※「陳述書」等は「インターネット公売に関する各種様式」の項目からダウンロードしてください。

4 公売保証金の返還

- (1) 落札した場合は、クレジットカードから保証金が引き落とされ、納付された保証金は物件の代金に充当されます。(売却決定された次順位買受申込者も含む。)
- (2) 落札できなかった場合又は、入札に参加しなかった場合は、クレジットカードから保証金は引き落としされません。
- (3) 国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当する公売参加申込者又はその代理人などの公売保証金は返還しません。

5 公売保証金の没収

公売参加者またはその代理人が納付した公売保証金は、以下の場合には没収し、返還しません。

- ア 落札者(最高価申込者)、次順位買受申込者となり売却決定されたが、納期限までに買受代金を納付しない場合
- イ その他国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当する場合

6. 書類の提出先

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1

志賀町税務課 納税担当 宛

(注) 提出方法は、郵便または直接持参にて提出してください。なお、提出に係る費用は買受人負担となります。